宮城県喀痰吸引等研修事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は，地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）第４条の規定による都道府県計画に定める事業の実施に要する経費について，当該事業者に対し，予算の範囲内で宮城県喀痰吸引等研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付等に関しては，地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成２６年９月１２日医政発０９１２第５号，老発０９１２第１号，保発０９１２第２号厚生労働省医政局長，老健局長，保険局長連名通知）及び補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は，社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）に基づく知事の登録を受けた研修機関（以下「登録研修機関」という。）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，法に基づく喀痰吸引等研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）のうち社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）別表第一に定める研修（以下「第一号研修」という。）又は別表第二に定める研修（以下「第二号研修」という。）を登録研修機関が行うことによりその受講者を修了させる事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は，補助対象事業の受講者（宮城県内の老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく老人居宅生活支援事業を行う事業所若しくは当該事業の用に供するサービスの拠点若しくは住居，老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく介護老人保健施設において介護の業務に従事する者に限る。以下同じ。）の受講料（法附則第１２条第２項に規定する業務規程に定める喀痰吸引等研修に関する料金をいう（テキスト代及び損害保険料に相当する料金を除く。）。）から補助対象事業の受講者１人につき４万２千円を減じた額に対し，補助事業者が軽減を行った経費とし，補助金の交付額は，受講者ごとに補助対象経費と別表右欄に定める額を比較し，いずれか少ない額を合計した額から寄附金その他の収入額を控除した額以内の額とする。ただし，当該金額に千円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は，様式第１号によるものとし，その提出期限は知事が別に定める。

２　規則第３条第２項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

（１）　補助金所要額調書（様式第１号別紙）

（２）　補助事業に係る収支予算書（見込書）

（３）　受講料減免規程

（４）　納税証明書（県税）

（５）　暴力団排除に関する誓約書

（６）　その他知事が必要と認める書類

３　次のいずれかに該当する者は，交付申請をすることができないものとする。

（１）　暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（２）　県税に未納がある者

４　知事は，前項（１）に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について，県警本部長宛て照会することができるものとする。

（交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により付する条件は，次のとおりとする。

（１）　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には，様式第２号により知事の承認を受けなければならない。ただし，当該変更が補助金の額に変更を来すことなく，かつ事業内容を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは，変更の理由が生じた後速やかに，様式第２号に準じた様式により知事に報告しなければならない。

（２）　補助事業を中止し，又は廃止する場合には，中止又は廃止の理由が生じた後速やかに，様式第３号により知事の承認を受けなければならない。

（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，その事実が判明した後速やかに知事に報告し，その指示を受けなければならない。

（４）　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，当該収入及び支出について証拠書類を整理し，かつ，当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には，その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から，寄付金等の資金提供を受けてはならない。

（６）　補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合においては，様式第４号により速やかに知事に報告すること。

なお，事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社，一支所等）であって，自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず，本部（又は本社，本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は，本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また，知事に報告があった場合においては，当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）　補助事業を行う者が（１）から（６）までにより付した条件に違反した場合には，この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（実績報告）

第７条　規則第１２条第１項の規定による補助事業実績報告書の様式は，様式第５号によるものとし，その提出期限は，規則第１２条第２項ただし書の規定により，知事が別に定める日とする。

２　規則第１２条第１項の規定により，補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

（１）　精算額算出内訳書（様式第５号別紙（１））

（２）　受講者名簿（様式第５号別紙（２））

（３）　補助事業に係る収支決算書（見込書）

（４）　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第８条　補助金は，規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の取消等）

第９条　規則第１６条第１項の規定により，補助金の交付の決定を受けた者が，補助金の他の用途への使用をし，その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは，交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

（補助金の返還）

第１０条　補助金の交付を取り消した場合においては，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，規則第１７条第１項の規定により，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

（書類の提出部数）

第１１条　この要綱により知事に提出する書類の提出部数は，それぞれ１部とする。

　　　附　則

１　この要綱は，平成２８年１２月１日から施行し，平成２８年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

２　この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助上限額 |
| 第一号研修及び第二号研修 | ６万円 |

　附　則

１　この要綱は，平成３１年４月１日から施行し，平成３１年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

２　この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

　附　則

１　この要綱は，令和２年８月１日から施行し，令和２年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

２　この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。